

七 払 込 金 額	六 發 行 方 額	五 募 入 決 定 の 法	四 發 行 方 法	三 用 等 替 條 律 項 及 の び 根 適 そ 拠	二 法 發 行 行 及 の び 根 適 そ 拠	一 名 稱 及 び 記	平 成 二 十 等 一 年 一 年 次 二 月 と 十 日	省 令 國 債 發 行 條 件 等 一 年 一 年 一 月 五 月 二 十 八 日	○ 財 務 省 告 示 第 四 十 一 號
-----------------------	-----------------------	---------------------------------	-----------------------	--	--	----------------------------	---	---	---

千千額割さ各札じるる利振の以律社条九特三及七十利円五内面りい申に。数利回替適下(平成十三年法律第十七号)、一法会三利二、国庫債券(昭和五十七年大藏省令第十一号)により告示する。利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令(昭和五十七年大蔵省令第十一号)に規定する。中川昭一は、昭和五十七年大蔵省令第十一号による。中川昭一は、昭和五十七年大蔵省令第十一号による。

百訳金当も込よを值回り機用「平成十三年法律第十七号」(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

六額てのみる競をり格関を振替(平成十三年法律第十七号)、一法会三利二、国庫債券(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

十別でるかの発争いに差は受替(平成十三年法律第十七号)、一法会三利二、国庫債券(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

八表千。らう行にう応へ日け法(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

億の四そち付。募第本る(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

四と百の利し次し十銀も(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

千お九応回て号た七行の(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

五り十募り行に者号とと。(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

百一七額格わおがにすし(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

一億を差れい加規る、の順の(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

万円順のるて算定。そ(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

七次小入同すすの(昭和五十七年大蔵省令第十一号)によれば、利付国債の規定期定に基づき、大蔵省令第十一号による。

九八
振替額 最低額面金
発行行価格日

十十一
十三の経利
払過
込利
み子率

五百円
振替法の規定による最低額面金と金額
平成二年一月二十八日より金額は
出した金額につき、債一年一月二十八日より金額は
百円の記載法の規定による最低額面金と金額
の記録による最低額面金と金額

$$1 + \left(\frac{100 + 表面利率 \times 残存年数}{\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100}} \right) \times \text{残存年数}$$

(十)(別式は
む十式は
もも表のと
号に募入決
のによ払込定
と規り込定
するす算金の
するする額の
。るしに通
期た加知
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

(二)
るに係る發行時
座に記載し得税又は振が
に口記録口泉さ
るものと所記
に中簿の利子
るのれ

各行各支規數同
各總利子に日と
發行額×100支規數同
/365

十
八

払元利象各準入償債
場利回國發と札還還
所金り債行すの金期
支の対る基額限

日のさ債日平額（
本單れ店本成面別
銀利た頭証二金表
行利各売券十額の
回発買業一百と
り行參協年円お
と對考会一にり
す象統が月つ
る国計發二き
。債値表十百
の表し三円
平にた日
均掲公付
値載社で

各
行
對
象
國
債
の
利
率
／
100
×
各

十
四

利
子

す日日う算と發第
るにに。式し行十控得は出に住時額金にの
期支當たに、對号除税外しは者にへ額よに
日払ただよ各象にすの國た、又おたにりつ
にうるしり支國規る稅法金前はいだ百算い
つへと、算払債定こ率人額記外てし分出て
い次き支出期のすとをがに（）國取、のしは
て号は払しに支るが乗適當の法得当二た、
同に、期たお払發でじ用該算人す該十金前
じおそが金い期行きたを非式である國を額記
。いの銀額てを日る金受居にあ者債乗か（）
。て翌行を、支後。額け住よるがをじらの
規営休支次払の～る者り場非發た當算
定業業払の期各を所又算合居行金該式

十九
二十
者
入札参加
財務大臣から通知を受けた者

十九
二十
者
入札参加
財務大臣から通知を受けた者
十九
二十
者
入札参加
財務大臣から通知を受けた者

十九
二十
者
入札参加
財務大臣から通知を受けた者
十九
二十
者
入札参加
財務大臣から通知を受けた者

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 額 (額)	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利	利 利 利 利 利
平成二十二年一月二十八日	三・八%	平成二十二年一月二十八日	九十四億円	一・五%	一・四%	一・二%	一・三%	一・二%	一・一%
平成二十二年一月二十八日	三・八%	平成二十二年一月二十八日	九十四億円	一・五%	一・四%	一・二%	一・三%	一・一%	一・一%
平成二十二年一月二十八日	三・八%	平成二十二年一月二十八日	九十四億円	一・五%	一・四%	一・二%	一・三%	一・一%	一・一%
平成二十二年一月二十八日	三・八%	平成二十二年一月二十八日	九十四億円	一・五%	一・四%	一・二%	一・三%	一・一%	一・一%
平成二十二年一月二十八日	三・八%	平成二十二年一月二十八日	九十四億円	一・五%	一・四%	一・二%	一・三%	一・一%	一・一%